

令和4年12月7日（水）

於・特許庁庁舎16階特別会議室+Teams会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第15回意匠制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 配布資料の確認等		1
3. 議事の運営等について		1
4. 議	事	2
①	裁定関係書類の閲覧制限について	2
②	報告書案の提示	4
5. 閉	会	16

開 会

○松本制度審議室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第15回意匠制度小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。議事に移る前に、委員の出欠状況及び定足数等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は田村委員長、浅見委員、黒田委員、笹野委員、林委員、平林委員におかれましては会議室から御出席、青木委員におかれましてはTeams会議室から御出席いただいております。

本日は、意匠制度小委員会に所属する7名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会運営規程第13条6項に基づき、本日の委員会は成立となります。

配布資料の確認等

○松本制度審議室長 続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前にデータでもお送りさせていただいておりますが、座席表、議事次第、配布資料一覧、タブレットの使い方については、お手元に紙で配布させていただき、その他の資料については、お手元のタブレットで御覧いただければと存じます。タブレットの使い方についてお困りの場合には、お席で挙手いただくなど合図していただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいいたします。

議事の運営等について

○松本制度審議室長 続きまして、議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○田村委員長 ありがとうございました。

議 事

① 裁定関係書類の閲覧制限について

○田村委員長 それでは、議事に入ります。まず初めに参考資料1、裁定関係書類の閲覧制限について、事務局から御説明をいただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○吉澤総務課長 それでは、参考資料1、裁定関係書類の閲覧制限について、御説明をさせていただきます。

スライドの右下のページで1番を御覧いただければと思います。

裁定制度でございますけれども、こちらは、第三者からの裁定請求に対しまして、特許庁長官又は経済産業大臣の裁定によって、権利者の同意なく、第三者にその特許発明等の通常実施権を設定し得る制度でございます。

スライドの真ん中から下の辺りに図が示しておりますので、こちらに基づいて御説明をいたしますと、裁定請求ということで、まず被請求人、ここで言えば特許権と書いておりますが、一部、意匠にも類似の制度がございますけれども、権利者が持っている権利に対しまして、裁定を請求しようとする者がまず協議をいたしまして、その実施に当たってのライセンス協議が不成立となった場合に、裁定請求人が、被請求人が有する権利を利用したいということの特許庁側に②で裁定請求をできるということでございます。

その際、裁定請求書という書類をもって請求をしてまいります。これは、裁定を認めるべき理由を主張・立証等する書類でございます。

これに対して、権利を保有する被請求人が答弁書という形で、裁定を認めるべきでないという場合は、その理由を主張・立証するという反論を行うという書類の提出等がございます。

その後、審議会等の審議を経て、特許庁長官等による裁定に至るというものでございます。

こちらの裁定請求書、答弁書等につきましては、事業計画などの営業秘密が含まれる書類が提出される、それによる主張・立証が行われるということが想定されるものでござい

ます。

上の箱に戻っていただきまして、現行法では、裁定関係の書類は特許法、そして意匠法の規定の、閲覧を制限するという対象の外にございます。すなわち、この裁定事件の当事者以外の何人も、今申し上げたような書類の閲覧が可能であるということになっております。特許法では186条、意匠法では63条に規定がございます。

このような中で、裁定の、最終的な国における判断に関わる営業秘密の重要証拠の提出を当事者が控えることによって、妥当な裁定判断が阻害される可能性があるのではないかと考えているところでございます。

次のスライドにおめくりいただきまして、対応の方向性でございます。

私どもとして、営業秘密を含む裁定関係書類を閲覧制限の対象に追加をさせていただけないかと思っております。ここには特許法186条1項の規定を書いておりますが、意匠法63条も併せて改正するようなことを考えるものでございます。

なお、判定につきましては、平成30年改正によりまして、この営業秘密を含む関係書類、閲覧制限については、既に法改正による対応がなされております。

さらに、下に少し書いておりますが、無効審判につきましても、平成10年の改正により同様に措置されておりました、特許法と共に意匠法についても措置がなされているという状況でございます。

こちらに検討事項と書かせていただいておりますが、手続の公正性・透明性の確保を目的とする閲覧制度、書類公開の原則ではございますが、今申し上げましたとおり、当事者が関係します無効審判・判定、これらに類似の手続といった書類であって、営業秘密を含むものは既に現行法の意匠法での閲覧制限対象になっております、特許法と平仄を取った上でなっておりますことを考えますと、営業秘密を含む裁定関係の書類も、この無効審判・判定に倣い、閲覧制限対象とすることは許容いただけるものではないかと考えているところでございます。

こちらの内容につきましては、資料の右上に箱で書いておりますとおり、11月21日の第48回特許制度小委員会において御議論いただきまして、御了承いただいているものというように認識いたしておりますが、同様のことを意匠法でも対応させていただきたいと思ひまして、御報告をしております。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明に関し

て、御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。御発言いただく際には、会議室にいらっしゃいます方は挙手いただきまして、指名されましたら卓上マイクをオンにしてから御発言ください。できるだけマイクに近づいて御発言いただきますよう、お願いいたします。また、オンラインにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際には、マイクをオンにしていただきますようお願いいたします。黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 黒田です。御説明いただきまして、ありがとうございます。

今お話しいただいたことは全く異存ございませんので賛同いたします。御説明によると、判定について、平成30年改正で閲覧制限対応済みということなのですが、このときに、裁定について織り込まれなかった理由は特にあるのか、それとも、単に、そこまで考えが至らなかっただけなのかについて、もしお分かりになれば教えていただければと思います。

○田村委員長 議事運営の効率性を考えまして、全ての委員の方から一旦、御発言いただいてから御回答しようと思います。他の委員の方、いかがでしょうか。——特になさそうであれば、御回答のほうをお願いいたします。

○吉澤総務課長 裁定の請求事案でございますけれども、これまでも、請求が行われて取り下げられるという事例は、意匠権、意匠法に基づくものについてもございましたが、実際に今回、裁定請求がなされ実態的な審議、本格的な審議に入ったというものが、特許法に基づく令和3年7月になされた裁定請求が初めての案件という形が出てまいりまして、そちらで、裁定に関する書類に営業秘密等が含まれ得る、そして、それらの文書を閲覧制限対象に含める必要があるということ、事務的にも認識するに至ったという契機がございました。

そういった契機に基づいて今般、この改正の必要性について御提起をさせていただいて、それで、特許法に基づく裁定の事案でございましたけれども、これまで意匠法においても無効審判等についても手当てされてきたという経緯も踏まえまして、今般、併せて意匠法のほうも御提起させていただいているものでございます。

○田村委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。——それでは、御意見、御質問を承ったということで、次の議題に進みたいと思います。

② 報告書案の提示

○田村委員長 続いては、報告書案の提示について、資料1、新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて（案）を基に事務局から御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。では、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

○大峰意匠制度企画室長 意匠制度企画室の大峰でございます。お手元の資料1、新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて（案）をお開きください。

資料の1ページ目でございますけれども、本小委員会の開催経緯といたしまして、9月に開かれました第13回から、ただいま開催しております第15回までを、それぞれの議事と共に示しているところでございます。

次の2ページ目は、本小委員会の委員名簿でございます。

次の3ページ目は、本報告書（案）の目次でございます。

次の4ページ目は、「はじめに」として、本小委員会での議論に至る経緯について示しております。最初の段落は、令和元年の意匠法改正について記載しております。同改正では、意匠法の保護対象として新たに画像、建築物が加わり、また、内装の意匠についても保護対象に加えられました。さらに、関連意匠制度も出願可能な期間等が拡充され、ブランド形成に資するシリーズ製品のデザイン群を長期にわたり保護することが可能になりました。

次の段落では、今年度の本小委員会での主な議題となります意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和に関する議論をまとめたものとなっております。令和2年10月から令和3年1月にかけて実施された産業構造審議会の基本問題小委員会におきまして、意匠制度の今後の新たな取組、改善事項として、新規性喪失の例外適用手続の緩和が上げられております。

また、今年の4月から6月にかけて実施されました特許庁政策推進懇談会におきましても、意匠特有の問題に対応すべく、出願人の負担軽減と、第三者の不利益のバランスを考慮しつつ、意匠の新規性喪失の例外適用手続を緩和する方向で法改正の具体的内容について検討を深める必要があるとされました。

最後のパラグラフでは本小委員会について記載しておりまして、9月以降、主に意匠の新規性喪失の例外適用手続について検討を行ってきたこと、また、本報告書の位置づけといたしまして、これまでの審議内容を取りまとめ、意匠制度の見直しについて提言するものであることを記載しております。

次の5ページからは、本小委員会での意匠の新規性喪失の例外適用手続の緩和について議論をまとめたものとなっております。

(1)では、9月の第13回で説明いたしました、現行制度の概要について記載しております。

意匠法には、登録要件として新規性及び創作非容易性が定められており、先願主義の原則の下、出願人自らが公開した自己の意匠であっても、出願前に公開したものであれば拒絶理由の根拠となります。

しかし、この原則を厳格に貫くと、産業の発達に寄与するという意匠法の趣旨に反する場合もあることから、この例外として、意匠登録出願前1年以内に、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した意匠等について、新規性等が喪失しなかったものとみなす、意匠の新規性喪失の例外規定が定められています。

この規定の適用を受けるためには、出願と同時に、この規定の適用を受けたい旨の書面を提出するか願書にその旨を記載し、加えて、出願から30日以内に、この規定の適用を受けることができることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければなりません。

(2)では、現行制度の課題として、最初の段落で、デザイン開発において、1つのコンセプトから多数のバリエーションの意匠が同時期に創作されることが多く、マーケティングや製品PRにおいて必然的に創作の内容を公開することとなるため、相互に類似する多くの意匠が出願前に公開されることも少なくないということを示しております。

また、次の段落で、近年、複数のECサイトを利用した製品の販売、SNSを活用した製品PRのように、公開態様が多様化、複雑化していること、さらに、クラウドファンディングや製造委託、共同開発が活発になっており、開発過程における公開の機会も増えていることを示しています。

次の段落にございますように、このような状況により、出願意匠に関係する全ての公開事実を管理、把握することが出願人、代理人の皆様にとって困難となっており、特に、出願から30日以内に全ての公開意匠を網羅した例外適用証明書を作成することが、出願人の皆様にとって大きな負担となっており、また、例外適用証明書に記載した公開意匠が全ての公開について網羅されていなかったため、新規性等の要件を満たさないと拒絶査定となってしまうケースも、審査実務において散見されているところでございます。

次のパラグラフにおいて、文章や次の6ページのグラフで示しておりますように、年間約3万件の意匠登録出願におきまして、特許庁に直接出願された出願に対し、2021年に新

規性の要件を満たさないとする拒絶理由が通知されたもの2,621件のうち、約16.7%の437件が自己の1年以内の公報以外の公開意匠により拒絶理由が通知され、さらに、そのうちの36.2%に当たる158件が、出願の際に新規性喪失の例外適用を受けるための手続をしていたにもかかわらず、証明が網羅的にできていなかったため、網羅していなかった公開により拒絶理由が通知されたものでございます。

次の(3)では、本小委員会での検討について記載しています。

最初の①は、検討における留意事項として、第13回の小委で示しましたが、新規性喪失の例外規定は、先願主義の例外であり、第三者の予見可能性等の観点から、新規性喪失の例外の適用範囲を明確化するために一定の手続が必要であることに留意すべきであること、また、公開前に出願することが望ましく新規性喪失の例外規定には、第三者の公開に対抗できないといった救済の限界があることにも注意が必要であることなどを示しております。

次の②では、前回の小委におきまして委員の皆様には採択されました案を示しております。この案では、出願から30日以内の法定期間内に提出された最先の公開についての証明書に基づき、それ以後に意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用を受けられるとしたものでございます。

最先の公開の証明に基づき、新規性喪失の例外規定の適用を受けられる意匠の要件として、(ア)から(ウ)に記載しておりますが、前回小委の資料ではスライド上、括弧書きで記載しておりました補足的な内容につきまして脚注としており、また、後に説明いたしますが、委員の皆様から最先の公開について、最先の公開の日とすべきという御意見もございましたことから、この点を脚注に入れております。

(ア)から(ウ)までですが、(ア)として、意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった意匠であること、2つ目は、法定期間内に提出した証明書により証明した意匠の公開時以後に公開された意匠であること。こちらは、脚注で、最先の公開の日と入れております。

そして、(ウ)として、法定期間内に提出した証明書により証明した意匠と同一又は類似する意匠であることということでございます。

7ページの対応案のイメージの下に示しておりますように、この対応案は、最先の公開意匠についての証明書を提出することにより、第三者の予見可能性等を損なわない範囲で、提出した証明書に記載した意匠以外の公開意匠についても、所定の要件を満たせば新規性

喪失の例外規定を適用させるというものでございます。

最先の公開を要件とする理由は、公開の時期は客観的に判断できる明確な要件であること、最先の公開は出願人にとって把握が容易であると考えられること、最先の公開が示されることで、いずれの公開意匠に対して例外規定が適用されるのかが判断しやすく、審査の負担が抑えられ、かつ、第三者の予見可能性も確保可能であることでございます。

また、個別の論点につきまして、7ページの下方で示しております。

まず、証明書記載の意匠が最先の公開意匠であることについて特段の証明・宣誓等は不要と考えております。

次に、最先の公開以外についても証明書の提出は可能であり、重複があっても特段の不利益は生じないものと考えております。

また、審査・審判の過程で公開者が不明な意匠として拒絶理由等の根拠とされた、先行する公開意匠についても、その公開意匠が6ページから7ページにかけて示しております新規性喪失の例外規定の適用要件を満たしているという旨の主張、あるいは立証を行うことにより反論することができると考えております。

また、証明書記載の意匠よりも前に公開された意匠については、提出した証明書に基づく例外規定の適用はされません。そして、同一又は類似の複数の意匠が公開された場合、そのうちの1つを証明書に記載すれば足りるものと考えております。

こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたが、最先の公開の日の公開の同一又は類似の意匠のうちの1つというような趣旨となります。

この案に基づく御審議におきまして、委員の皆様からいただいた御意見を③にまとめております。

最初の御意見として、この案は網羅的な証明書の提出が求められず、出願人の証明書作成負担が大きく軽減される案として御賛同いただいているかと思っておりますので、その旨、記載しております。

次に、当初証明書を提出すべき対象として、最先の公開は明確な要件であり、第三者の予見可能性が確保されているという御意見もございました。加えて、多くの委員の皆様より出願人の手続負担軽減の観点から、最先の公開は、同日であれば公開の時分の前後まで問う必要がなく、日単位で判断することが望ましいという御意見があり、これは新規性喪失の例外規定の適用される期間が、公知となった日から1年以内に出願するという日単位での判断であることとも整合するという御指摘もございました。

前回の小委におきましては、時分のほうが明確である旨を説明いたしましたが、委員の皆様様の御意見を踏まえ、最先の公開は、同日であれば公開の時分の前後まで問う必要がなく、日単位で判断することが望ましいとし、同じ内容を、後に説明する議論のまとめにおいても、その旨を反映させているところでございます。

そして、最先の公開を要件とすると、最先の公開意匠の証明書が提出できていなかった場合は救済されないが、要件の明確性や、出願人の負担軽減、審査官の負担及び第三者の予見可能性とのバランスを考慮した上での政策的な判断だと理解したという御意見もございました。

また、制度が改正された場合について、制度周知をする際、出願人が証明書の提出が省略できる対象について誤解することのないよう、証明書記載の意匠と類似しない意匠については、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができず、別途証明書の提出が必要であること等を明確にし、注意喚起を行うべきという御指摘があり、また、運用開始後の状況を踏まえ、必要に応じ、証明書の提出漏れに対する追加的な救済措置の可否を改めて検討してほしいという御意見もございました。

次の④は、第13回の意匠小委で示しました、網羅的な証明書の提出を前提として、法定期間内に主要な公開を証明した者が、査定までの期間、追加的に証明書を提出できるという案を記載しておりますが、こちらは、委員の皆様から手続の緩和として不十分であるという御指摘や、主要な公開という判断基準が不明確であるという御意見が多数あり、採用されなかったことを記載しております。

(4)は、委員の皆様様に御審議いただいた議論のまとめでございますので、こちらはそのまま読み上げさせていただきます。

上記検討における留意事項のとおり、証明書の提出が必要であるという前提で制度設計を行う場合、上記②の対応案は、法定期間内に提出する証明書の要件を、最先の公開について証明することとしており明確な要件であること、網羅的な証明書の作成が不要となり出願人の証明書作成負担が大きく軽減されること、他方で、最先の公開が証明書に示されることから第三者の予見可能性も担保されること等から、意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の緩和の方向性として適切である。さらに、出願人の手続負担軽減の観点から、判断の基準となる時点を同日であれば公開の時分の前後までは問わない、最先の公開の日とすることが望ましい。

したがって、上記②の案において、証明書により証明した意匠の公開時以後に公開され

た意匠の要件を、公開時以後ではなく、公開日以後とする方向性で意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続を緩和することが適当である。

なお、緩和が行われてからも、運用開始後の状況を踏まえ、各国における動向も参考にしながら、今後も必要に応じて追加的な措置の要否を含めた制度の検討が行われるべきである。ということになります。

次の2. は、特許制度小委員会で審議された検討課題に関するもので、前回の小委において、送達制度の見直し、及び書面手続のデジタル化について説明し、並びに、本日程、裁定関係書類の閲覧制限について報告させていただき、御審議いただいた上、いずれの方向性についても御質問がございましたが、全ての委員の皆様の御賛同を得られたものと理解しておりますので、その旨、記載しているところでございます。

この括弧書きは、後ほど外されることになろうかと思いますが、このような記載しております。

次の10ページ、「おわりに」では、今後に向けた御提言ということで記載しております。

意匠制度の活用促進に向けた課題の検討を進める上では、今後も引き続き制度ユーザーの皆様のお声を聞き、十分な意見交換を行いながら進めるべきであること。本小委員会においては、意匠の新規性喪失の例外適用手続について御提言いただいたものでございますが、この課題も含めて、意匠制度の在り方については不断に検討が行われるべきであり、今後もユーザーの皆様のお意見を踏まえ、各国における動向等も参考にしながら、適時の見直しが行われることを期待する、という御提言といたしております。

私からの報告書（案）の説明は以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明に関して自由討議を行いたいと思います。御発言を御希望の方は、挙手又はチャット欄への書き込みをお願いいたします。平林委員、お願いいたします。

○平林委員 日本知的財産協会意匠委員会委員長を務めておりますセイコーエプソンの平林でございます。

御説明ありがとうございます。内容については大きく異存はございません。また、最先の公開「時」を「日」にさせていただいたことに大変感謝いたします。

細かい点で追加の検討をいただきたいと思います。 「おわりに」のところでございます。下から2行目でございますが、今後もユーザーの意見を踏まえ、各国における動向等も参考にしながらというところなのですが、今後もユーザーの意見を踏まえ、創作や

出願権利化等の実務の現状や企業活動の実態を把握しつつというところの追記を御検討いただきたいと思います。

今回の産構審では、最初に9月9日の検討時点で政策推進懇談会での議論というところで、創作や出願権利化等の現状をしっかりと丁寧に拾っていただいたことによって、公開の議論が活性化したものかと考えております。ぜひ、この一文の追記を御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。先ほどと同じように、議事運営の効率性を鑑みて、皆様委員の御発言が一段落してから御回答いたしたく思います。ほかの委員の方、いかがでしょうか。笹野委員、お願いいたします。

○笹野委員 笹野です。御説明いただき、ありがとうございました。見直し案につきましては、最先の公開のみを証明することとし、意匠と同一又は類似の意匠のその後の公開について証明を不要とすることで、出願人の証明負担を大きく軽減するものとなっていると思っております。

また、最先の公開の判断の基準を時分ではなく日とすることで、最先の公開事実の特定について疑義が生じさせにくいような運用が期待できるものと思っております。それなので、私としては、この報告書（案）に賛同したいと思っております。

ただ、これまでの小委での議論にもありましたように、証明書記載の意匠とは非類似の意匠によって拒絶になってしまうようなケースは、例えば意匠の部分が段階的に公開されるケースや、ある角度からの表現のみが公開されているケースなど、公開事実をどのように証明すればよいのか判断が難しいような場合がいろいろと指摘されていたかと思っております。今後の運用での柔軟な対応をお願いしたいと思っております。

また、報告書にも指摘がございますように、運用開始後の状況を踏まえ、必要に応じて追加的な救済措置につきましてもぜひ御検討をいただければと思っております。

それと、重ねてのお願いになりますけれども、制度の見直しの早期実現をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○田村委員長 ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 黒田です。今回の御報告案は、ここに至る経緯を踏まえても、ユーザーの声

を聞いて十分な意見交換をいただいたうえでの御案というように考えておりますので、時分を日に改めたという点も含めて賛同したいと思います。

私も、早い施行をぜひというように考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員 浅見です。小委でいろいろ意見を申しましたが、その意見を反映していただき、ありがとうございます。適切に取りまとめでいただいたことに感謝申し上げます。

4点ほど意見を申し上げます。まず、他の委員からも御意見がありました。最先の日以後であればよいとした点については賛同いたします。時間の前後を確認する必要がなくなるので、出願人だけではなくて審査においても負担が軽減されると考えております。

一方で、証明書が提出された公開について、その前日に公開がなされていた場合には救済がされないこととなりますので、その点をガイドラインに明記していただいて、注意喚起をしていただければと思います。

2点目ですが、いろいろと意見を申しましたが、証明書に記載された意匠と類似ではない意匠について、別途の証明書が必要な点についてです。出願意匠が、証明書が提出されなかった意匠から創作容易になる、場合によっては新規性が否定されるということもあるかと思えます。その点もガイドラインに明記していただいて、出願人に十分に周知していただければと思います。

前回の議論を伺ってしまして、特に物品の類似、非類似の判断が難しいように感じました。証明書が提出された意匠について、その中の部分意匠を認定することによって、類似とされる場合もあるかと思えます。そういった点も含めて、どういう場合には類似と判断され、どういう場合には非類似であるが創作容易と判断されるのかというのを、具体例をもってガイドラインに示していただければと思います。

3点目ですが、法改正がなされて施行された後のことですが、審査の体制と法改正の効果の公表につき要望を申し上げます。特許制度におきましても、今年の4月からマルチマルクレームの制限がなされましたが、新しい制度が導入されますと、その運用をチェックして、運用状況を確認する体制が整えられています。そして、その運用状況、すなわち改正後にどう変わったかということも公表されています。

法改正後に運用が始まりましたら、まずは審査官によって審査がばらつくことがないようチェックをしていただき、また、事例も蓄積していただくとともに、改正の効果を発表

していただければと思います。ぜひ、政策のレビューをお願いしたいと思います。

最後になりますが、既に御意見が出ておりますが、この制度改正の施行時期について意見を申し上げます。今回の制度改正は出願人の負担が減り、適切な保護がなされるという意味で歓迎すべきものと思います。法案につきましては、来年春の通常国会に提出されて、公布されるのは例年ですと5月頃かと思います。

法案の成立を待たずにガイドラインを並行して検討していただいて、公布後、できるだけ早い時期に施行していただければと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○田村委員長 どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。林委員、お願ひいたします。

○林委員 初めての発言になりますので、非常に緊張するのですが、今回の報告書、あるいはまとめに関して、私も一切異議はなく、かつ、賛同したいと思います。

私は今回の委員会だけではなく、もう10年ぐらいにわたって特許庁の委員に関わっているのですが、その問題意識は、意匠法あるいは特許法も含めてですけれども、関わる一部の人間であるデザイン、クリエイティブなことをつくる人間が、法律になったときに、今のこのまとめのようにもものすごく難しいものになってしまうのですね。

例えば、今回改正された公開時なのか公開日なのか、これは、今説明を聞くと、ああ、時間は関係なくて日にちでいいのだよね、そうだよねというように分かるけれども、実際にこういう書面で考えたときに、どういう場面で使うのかということが分かりづらい。そういうことが、結局分からないまま進み、だけれども、自分たちが意匠権を申請しようというときに、何で時間まで書かなければいけないのみたいな形で、困ってばかなのではないのみたいなことまで言いかねない。そういう意味で、差がある、あるいは難しいということも実感し続けて関わっているというのが現実なのです。

それなので、できれば、この法が改正されたりしたときに、デザインに関わる人にも分かるように、これがどういう法改正だったのかというのを、もうちょっと一般の人に分かる言葉で説明するというのも、実は特許庁としてすごく大切な仕組みなのではないのかと思うので、その点だけ今後も含めて。常に専門家たちが一生懸命考えて法律を改正してくる、それは非常に心強いことではあるけれども、それを分かりやすく伝えるという両軸で考えてもらえると、うれしいなと思いました。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木でございます。本日は御説明、誠にありがとうございました。恐らく今後、条文化の作業になると思うのですけれども、条文にどこまで書き込むかというところですね。個別の論点等も既に幾つか上がっていたかと思いますが、今回、意匠法のみこういった形で対応する、かつ、既に御説明いただいたような趣旨に基づいてということだったかと思しますので、条文を書く際に当たっても御留意いただければと思います。実際の条文をもとに、また審査基準のほうでも詳細を詰めていくことになると思います。その際も適宜、議論させていただければと思います。

以上になります。ありがとうございます。

○田村委員長 どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。——よろしいでしょうかね。それでは、まとめて御回答をお願いいたします。

○大峰意匠制度企画室長 意匠制度企画室の大峰でございます。

まず、平林委員からいただきました「おわりに」にもう少し追加してほしいというところに関しましては、後ほど委員長にも相談しつつ、修正を考えていこうかと思っております。

それから、笹野委員、あるいは同じような趣旨等で御意見も幾つかありましたけれども、ユーザーの皆様等のお声も聞きながら、今後運用等を検討していくということ、それから、浅見委員や林委員から御指摘もございましたように、周知だとかする際には、具体的にどういったものが適用される、されないといったことを峻別していくとか、デザイナーの方にも分かりやすくしていくということなどは留意していきたいと思っております。

それから、黒田委員等からも、早期の施行を望むということで御意見がございました。現状、次の通常国会に法案が提出できるかということは、まだ政府部局内で調整中でございますので、出せるということもお約束できない状況ではございますけれども、いずれにしろ、法律が公布されました後は、できるだけ早い段階で施行できるように努力はしていきたいと思っておりますし、国会審議も終わっていない状況で運用を検討していくということまでは難しいかと思っておりますけれども、いずれにしろ、法律が公布された後には速やかに、時間をかけずに施行ができるように努力してまいりたいと思っております。

あとは、青木委員等からも御意見がありましたけれども、法律をつくっていく上では、もちろん法制局等と調整してということにはなりますが、皆様に御審議いただきまして、御意見いただいた内容に基づきまして、そちらが正しい制度になるように、検討を進めて

いきたいということになりますし、また皆様に御協力をお願いすることになるかと思えますけれども、今後、運用等を詰めていく際には、ぜひまた御意見を頂戴して、その内容を踏まえて、できるだけ身が入った、いい制度になるように、運用を検討させていただければと思います。

あと、補足で下村から少し追加がございます。

○下村意匠課長 浅見先生から御指摘をいただきました、審査の体制整備の件、それから、法改正の効果の公表につきまして、こちらも貴重な御指摘をくださりましてありがとうございます。審査の体制整備でございますが、政府全体の定員削減の方針の下、増員は厳しい状況ではございますが、御指摘いただきましたように、十分な審査実施体制を維持できますように、引き続き、必要な人員の確保に努めてまいりたいと思います。

また、法改正の効果の公表でございますが、私ども、法改正をいたしますと、その後意匠審査基準ワーキンググループを開く折に、その法改正の施行の効果を御報告してきております。そういった場などを通じまして、今回の法改正がかないましたら、その効果につきましても皆様に御報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、報告書（案）「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて」につきましては、本日、平林委員から修文の御提案がございましたが、趣旨は適切なものと思いますので、ご趣旨を適宜踏まえてこちらで修正した上でパブリックコメントを開始したいと思います。

その際、パブリックコメントに付すに当たっての修正につきましては、委員長である私に一任いただければと思いますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田村委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議論を終了いたします。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 御審議いただきまして、ありがとうございます。本報告書（案）につきましては、今後、必要な修正については委員長に御相談した上で、1か月程度の期間を確保してパブリックコメントに付したいと思います。

パブリックコメントを踏まえた報告書の取りまとめにつきましては、委員長と御相談の上、追って、皆様に御連絡させていただきます。

○田村委員長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、産業構造審議会
知的財産分科会第15回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、あり
がとうございました。

閉 会